

航空隊等の内部組織に関する達

航空隊等の内部組織に関する達

〔平成10年12月2日〕
〔海上自衛隊達第32号〕

航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令(昭和40年海上自衛隊訓令第10号)
第32条、整備補給隊の編制に関する訓令(平成10年海上自衛隊訓令第28号)
第11条及び航空基地隊の編制に関する訓令(昭和36年海上自衛隊訓令第47号)
第25条の規定に基づき、航空隊等の内部組織に関する達を次のように定める。

航空隊等の内部組織に関する達

航空隊等の内部組織に関する達を次のように定める。

(内部組織)

第1条 航空隊等の内部組織として置く班は、別表第1から別表第6までのとおりとする。ただし、班の一部を置かないことができる。

(航空隊(甲))

第2条 航空隊本部に置く班並びに航空分遣隊に置く本部及び班並びにそれらの所掌業務は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定するもののほか、航空分遣隊に飛行班を置く。

(航空隊(乙))

第3条 整備補給隊及び航空基地隊に置く班並びにそれらの所掌業務は、別表第2のとおりとする。

(教育航空隊)

第4条 教育航空隊本部、教育飛行隊、列線整備隊及び学生隊に置く班並びにそれらの所掌業務は、別表第3のとおりとする。

(整備補給隊)

第5条 整備補給隊本部、航空機整備隊、電子整備隊、武器整備隊、機側整備隊及び補給隊に置く班並びにそれらの所掌業務は、別表第4のとおりとする。ただし、航空分遣隊が使用する航空機等にかかわる整備業務については、所属する航空隊が所在する航空基地の整備補給隊が行う。

(標的機整備隊)

第5条の2 標的機整備隊本部、整備隊及び整備教育隊に置く班並びにそれらの所掌事務は、別表第5のとおりとする。

(航空基地隊)

第6条 航空基地隊本部、管理隊、航空警備隊、運航隊、経理隊、補給隊、厚生隊及び航空衛生隊に置く班並びにそれらの所掌業務は、別表第6のとおりとする。

航空隊等の内部組織に関する達

(班長)

第7条 班に班長を置く。

2 班長は、それぞれの所属する司令又は隊長の命を受け、班務を掌理する。

(人事専門官)

第8条 航空基地隊本部に、人事専門官を置くことができる。

2 人事専門官は、航空基地隊司令の命を受け、基地（航空基地隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第47号）別表に規定する基地をいう。）に所在する部隊の人事に関する調整事務をつかさどる。

(委任規定)

第9条 この達に定めるもののほか、航空隊、教育航空隊、整備補給隊、標的機整備隊及び航空基地隊の内部組織の細部に関し必要な事項は、別に定めるものを除き、航空隊司令、教育航空隊司令、整備補給隊司令、標的機整備隊司令又は航空基地隊司令が定める。

附 則

1 この達は、平成10年12月8日から施行する。

2 航空隊等の内部組織に関する達（昭和40年海上自衛隊達第24号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月5日海上自衛隊達第7号）

この達中、第1条の規定は平成13年3月5日から、第2条の規定は同月24日から施行する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊達第20号）

この達は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成14年7月23日海上自衛隊達第40号）

この達は、平成14年7月23日から施行する。

附 則（平成17年3月14日海上自衛隊達第6号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月3日海上自衛隊達第20号第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第26条）

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成20年3月26日海上自衛隊達第20号体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第25条）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年7月28日海上自衛隊達第46号）

この達は、平成20年7月28日から施行する。

附 則（平成26年3月24日海上自衛隊達第8号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

航空隊等の内部組織に関する達

附 則（平成28年3月18日海上自衛隊達第6号）

この達は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成30年2月28日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成30年3月28日海上自衛隊達第10号）

（施行期日）

第1条 この達は、平成30年4月2日から施行する。

第2条 （略）

別表第1（第1条、第2条関係）

本部 又は隊	本部に置く班又は 隊に置く本部若し しくは班の名称	本部又は班の所掌業務
航空隊 本部	総務班	(1) 公印の保管及び文書に関する事 (2) 儀式及び行事に関する事 (3) 人事及び飛行記録に関する事 (4) 基地業務に関する事項の要求及び連絡に 関すること (5) 秘密保全に関する事 (6) 本部の事務の総括に関する事 (7) 本部の他の班の所掌に属しない事項に 関すること
	運用班	(1) 航空機の運用に関する事 (2) 教育訓練計画の作成及び実施の調整に 関すること (3) 飛行に関する記録、統計、報告等の作成、 整理及び保管に関する事 (4) 航空安全に関する事 (5) 航空隊の隊務の連絡調整に関する事
	資材班	(1) 資材の補給計画及び補給に関する事 (2) 技術刊行物の管理に関する事
航空 分遣隊	本部	(1) 公印の保管及び文書に関する事 (2) 儀式及び行事に関する事 (3) 人事及び飛行記録に関する事 (4) 航空機の運用に関する事 (5) 飛行に関する記録、統計、報告等の作成、 整理及び保管に関する事 (6) 基地業務に関する事項の航空基地隊に 対する要求及び連絡に関する事 (7) 秘密保全に関する事

航空隊等の内部組織に関する達

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 航空安全に関すること。 (9) 隊務の連絡調整に関すること。 (10) 資材の補給計画及び補給に関すること。 (11) 技術刊行物の管理に関すること。 (12) 本部の事務の総括に関すること。 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。
	整備班	航空機及び搭載装備品等に関する飛行前後の点検及び整備に関すること。

別表第2 (第1条、第3条関係)

隊	隊に置く班の名称	班の所掌業務
整備補給隊	整備補給班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 隊務の連絡調整に関すること。 (2) 整備及び補給に関する作業管理に関すること。 (3) 整備及び補給に関する記録、統計、報告等の作成、整備及び保管に関すること。 (4) 品質管理に関すること。 (5) 技術刊行物の管理に関すること。 (6) 国有財産(航空機)の管理に関すること。 (7) 整備補給隊の事務の総括に関すること。
	航空機整備班	機体、発動機及び電機計器の整備並びにこれらに必要な整備用器材の整備に関すること。
	装備整備班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 搭載武器、搭載電子器材及び救命器材の整備並びにこれらに必要な整備用器材の整備に関すること。 (2) 訓練用器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。 (3) 航空保安無線器材(NDB及びZマーカを除く。)、気象用電子器材及び地上救難用電子器材の整備並びにこれらに必要な整備用器材の整備に関すること。
	補給班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物品の補給計画に関すること。 (2) 在庫調査に関すること。 (3) 出庫、入庫及び在庫の管制に関すること。 (4) 物品の処分に関すること。 (5) 物品及び役務の調達要求に関すること。 (6) 物品の受領、保管、出庫及び輸送に関する

航空隊等の内部組織に関する達

		<p>こと。</p> <p>(7) 所属車両の管理及び運用に関すること。</p> <p>(8) 被服の支給及び交換に関すること。</p>
航空基地隊	管 理 班	<p>(1) 隊務の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 内務に関すること。</p> <p>(3) 施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 施設の維持、管理、運用及び補修に関すること。</p> <p>(5) 国有財産（施設）の管理に関すること。</p> <p>(6) 所属車両の管理及び運用に関すること。</p> <p>(7) 支援船の管理運用及び港務作業に関すること。</p> <p>(8) 航空基地隊の事務の総括に関すること。</p>
	航 空 警 備 班	<p>(1) 基地の警備及び基地周辺における規律の維持に関すること。</p> <p>(2) 航空事故等に対する救難及び消火に関すること。</p> <p>(3) 車両の管理及び運用に関すること。</p> <p>(4) 車両の整備に関すること。</p>
	運 航 班	<p>(1) 航空機の運航に直接必要な施設の管理及び運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 飛行場及び航空機使用海面の使用の統制に関すること。</p> <p>(3) 飛行承認及び飛行の通報並びに飛行情報に関すること。</p> <p>(4) 航空交通管制に関すること。</p> <p>(5) 飛行場に着陸する所属の航空機以外の航空機に対する便宜供与に関すること。</p> <p>(6) G C A ・ A S R 又は気象用レーダーの管理及び運用に関すること。</p> <p>(7) 気象及び海象に関すること。</p>
	通 信 班	<p>(1) 通信に関する要務処理に関すること。</p> <p>(2) 暗号及び通信に関する秘密保全に関すること。</p> <p>(3) 交信に関すること。</p> <p>(4) 電話の管理及び整備に関すること。</p> <p>(5) 送信所、受信所、方位測定所及び無線標識局の管理及び運用並びにこれらに装備する通信器材の整備に関すること。</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、航空基地隊における通信器材の整備に関すること（整備第3</p>

航空隊等の内部組織に関する達

		班の所掌に属するものを除く。 (7) 通信の監査に関すること。
	経 理 班	(1) 経費の要求及び執行計画に関すること。 (2) 物品及び行政財産の取得並びに役務の調達に関する契約に関すること。 (3) 収入及び支出の会計並びに現金の出納保管に関すること。 (4) 給与及び旅費の支給に関すること。
	厚 生 班	(1) 隊員の福利厚生に関すること。 (2) 恩給、退職手当及び災害補償に関すること。 (3) 非常勤職員の社会保険に関すること。 (4) 国設宿舎に関すること。 (5) 共済組合に関すること。 (6) 給食及び栄養管理に関すること。 (7) 糧食の調達及び補給に関すること。
	衛 生 班	(1) 隊員の保健衛生に関すること。 (2) 診療及び部外委託診療に関すること。 (3) 身体検査及び適性検査（知能及び性格に関する適性検査を除く。）に関すること。 (4) 歯科医療及び歯科技工に関すること。 (5) 衛生資材の調達、補給及び整備に関すること。

別表第3（第1条、第4条関係）

本 部 又は隊	本部又は隊に 置く班の名称	班 の 所 掌 業 務
教 育 航空隊 本 部	総 務 班	航空隊（甲）の総務班に同じ。
	運 用 班	航空隊（甲）の運用班に同じ。
	資 材 班	航空隊（甲）の資材班に同じ。
教 育 飛行隊	飛 行 教 育 班	(1) 航空学生に対する飛行教育の実施に関する こと。 (2) 教育以外の飛行の実施に関すること。
	地 上 教 育 班	(1) 航空学生に対する地上教育の実施に関する こと。 (2) 教材の整備（整備補給隊の所掌に属するも のを除く。）及び保管に関すること。

航空隊等の内部組織に関する達

列線整備隊 (第201、第202及び第211教育航空隊に限る。)	列線班	(1) 列線整備隊の作業計画の作成及び実施の調整に関すること。 (2) 資材の要求に関すること。 (3) 整備の請求に関すること。 (4) 列線整備隊の事務の総括に関すること。
	航空機班	機体、発動機及び電機計器の飛行前後の点検及び整備に関すること。
	装備班	搭載電子器材、武器及び救命器材の飛行前後の点検及び整備に関すること。
学生隊	学生班	航空学生の身上、規律及び服務に関すること。

別表第4 (第1条、第5条関係)

本部又は隊	本部又は隊に置く班の名称	班の所掌業務
整備補給隊本部	総務班	(1) 公印の保管及び文書に関すること。 (2) 儀式及び行事に関すること。 (3) 隊員の人事に関すること。 (4) 基地業務に関する事項の航空基地隊に対する要求及び連絡に関すること。 (5) 秘密保全に関すること。 (6) 本部の所掌事務の総括に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。
	運用班	(1) 整備補給隊の運用及び連絡調整に関すること。 (2) 地上安全に関すること。
	整備補給統制班	(1) 当該整備補給隊の所在する航空基地に所在する部隊（海上自衛隊航空補給処下総支処、航空修理隊及び航空分遣隊を除く。）が行う航空機等の整備に関する業務の統制に関すること。 (2) 整備及び補給に関する記録、統計、報告等の作成、整理及び保管に関すること。 (3) 航空機、機体、発動機、電機計器、搭載電子器材、航空武器及び救命機器並びに整備用器材の整備の部外委託に関する連絡調整及び調達要求に関すること（第31、第201及

航空隊等の内部組織に関する達

		び第202整備補給隊に限る。) (4) 行政財産（航空機）及び訓練用機器の管理に関すること。
	輸送統制班	(1) 当該整備補給隊の所在する航空基地に所在する部隊及び機関が実施する輸送の計画及び実施の統制に関すること。 (2) 輸送に関する記録、統計、報告等の作成、整理及び保管に関すること。
	品質管理班	(1) 検査基準の設定に関すること。 (2) 品質検査に関すること。 (3) 整備に関する技術刊行物の管理に関すること。
航空機整備隊	航空機整備班	(1) 航空機整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整並びに教育訓練に関すること。 (2) 航空機整備隊の事務の総括に関すること。
	発動機班	発動機の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	電機計器班	電機計器の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	機体班	機体の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
電子整備隊	電子整備班	(1) 電子整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整並びに教育訓練に関すること。 (2) 電子整備隊の事務の総括に関すること。
	通信器材班	搭載通信器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	航法器材班	搭載航法器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	レーダー班	搭載レーダーの整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	対潜器材班	搭載対潜器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	訓練器材班	訓練用機器の整備及びこれに必要な整備用器

航空隊等の内部組織に関する達

		材の整備に関すること。
	情報収集器材班	搭載電子戦情報収集器材及び画像情報収集器材の整備及びこれらに必要な整備用器材の整備に関すること。
	電子戦訓練支援器材班	搭載電子戦訓練支援器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	戦術情報処理器材班	搭載戦術情報処理器材の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
	戦術情報処理器材班 (第203整備補給隊に限る。)	搭載戦術情報処理器材の整備に関すること。
	基地器材班	航空保安無線器材、気象用電子器材及び救難用電子器材の整備並びにこれらに必要な整備用器材の整備に関すること。
武器整備隊	武器整備班	(1) 武器整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整並びに教育訓練に関すること。 (2) 武器整備隊の事務の総括に関すること。
	弾薬班	(1) 弾火薬類の受領、保管及び出庫に関すること。 (2) 弾火薬類の試験に関すること。 (3) 弾火薬類の小出庫の管理に関すること。
	武器班	(1) 搭載武器（魚雷班、機雷班及び掃海器材班の所掌に属するものを除く。）の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。 (2) 弾火薬の運搬に関すること。 (3) 航空標的の運搬に関すること（第31整備補給隊に限る。）。
	魚雷班	(1) 魚雷の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。 (2) 魚雷の運搬に関すること。
	機雷班	(1) 機雷の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。 (2) 機雷の運搬に関すること。
	掃海器材班	掃海器材の整備及びこれに必要な整備用器材

航空隊等の内部組織に関する達

		の整備に関すること。
	救命器材班	救命機器の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。
機側整備隊	機側整備班	(1) 機側整備隊における教育訓練に関すること。 (2) 機側整備隊の事務の総括に関すること。
	整備計画班	機側整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整に関すること。
	発動機整備班	(1) 発動機の飛行前後の点検及び整備に関すること。 (2) 発動機の定期検査及び故障検査に関すること。
	電機計器整備班	(1) 電機計器の飛行前後の点検及び整備に関すること。 (2) 電機計器の定期検査及び故障検査に関すること。
	機体整備班	(1) 機体の飛行前後の点検及び整備に関すること。 (2) 機体の定期検査及び故障検査に関すること。
	電子器材整備班	(1) 搭載電子器材の飛行前後の点検及び整備に関すること。 (2) 搭載電子器材の定期検査及び故障検査に関すること。
	武器救命器材整備班	(1) 搭載武器及び救命器材の飛行前後の点検及び整備に関すること。 (2) 搭載武器及び救命器材の定期検査及び故障検査に関すること。
機側整備隊 (第42機側整備隊に限る。)	機側整備班	(1) 機側整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整に関すること。 (2) 機側整備隊の事務の総括に関すること。
	発動機整備班	発動機の定期検査及び故障検査に関すること。
	電機計器整備班	電機計器の定期検査及び故障検査に関すること。
	機体整備班	機体の定期検査及び故障検査に関すること。

航空隊等の内部組織に関する達

	電子器材整備班	搭載電子器材の定期検査及び故障検査に関すること。
	武器救命器材整備班	搭載武器及び救命器材の定期検査及び故障検査に関すること。
補給隊	補給班	(1) 物品の補給計画の作成及び実施の調整に関すること。 (2) 物品の在庫調査に関すること。 (3) 補給資料の管理に関すること。 (4) 補給隊の事務の総括に関すること。
	物品管制班	(1) 物品の出入庫及び在庫の管制に関すること。 (2) 物品の処分に関すること。
	調達班	(1) 物品及び役務の調達要求に関すること。 (2) 部内における物品の修理及び製作の要求に関すること。
	資材班	(1) 物品（武器整備隊及び燃料班の所掌に属するものを除く。以下本表において同じ。）の受領、保管及び出庫に関すること。 (2) 保管物品の整備に関すること。 (3) 所属車両の管理及び運用に関すること。 (4) 物品の小出庫の管理に関すること。 (5) 要修理物品の認定に関すること。 (6) 被服の支給及び交換に関すること。
	燃料班	(1) 燃料及び油脂類（武器整備隊を欠く整備補給隊の補給隊にあつては、弾火薬類を含む。）の受領、保管及び出庫に関すること。 (2) 前号に掲げる物品の輸送の実施に関すること。 (3) 第1号に掲げる物品の整備及び試験に関すること。 (4) 所属車両の管理及び運用に関すること。 (5) 第1号に掲げる物品の小出庫の管理に関すること。
	輸送班	(1) 物品の輸送の実施に関すること。 (2) 所属車両の管理及び運用に関すること。

別表第5（第5条の2関係）

--	--	--

航空隊等の内部組織に関する達

本部 又は隊	本部又は隊に 置く班の名称	班の所掌業務
標的機 整備隊 本部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公印の保管及び文書に関する事。 (2) 儀式及び行事に関する事。 (3) 人事及び福利厚生に関する事。 (4) 秘密保全に関する事。 (5) 渉外及び広報に関する事。 (6) 通信事務及び通信器材の整備に関する事。 (7) 本部の他の班の所掌に属しない事項に関する事。
	運用班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 標的機整備隊の運用及び隊務の連絡調整に関する事。 (2) 安全に関する事。 (3) 航空標的機の整備員に対する教育訓練の実施計画に関する事。 (4) 整備補給に関する記録、統計、報告等の作成、整理及び保管に関する事。 (5) 所属車両の管理及び運用に関する事。 (6) 施設の維持管理に関する事。 (7) 輸送の計画及び実施の統制等に関する事。 (8) 航空事故等に対する救難及び消火に関する事。 (9) 標的機整備隊の事務の総括に関する事。
	品質管理班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 検査基準の設定に関する事。 (2) 品質検査に関する事。 (3) 整備に関する技術刊行物の管理に関する事。
	補給班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 物品の補給計画の作成に関する事。 (2) 物品の在庫調査に関する事。 (3) 補給資料の管理に関する事。 (4) 出庫、入庫及び在庫の管制に関する事。 (5) 物品の処分に関する事。 (6) 給食に関する事。 (7) 物品及び役務の調達要求に関する事。 (8) 部内における物品の修理及び制作の要求に関する事。 (9) 物品の受領及び出庫に関する事。 (10) 保管物品の整備に関する事。 (11) 所属車両の管理及び運用に関する事。 (12) 要修理物品の認定に関する事。 (13) 被服の支給及び交換に関する事。 (14) 燃料、油脂及び弾火薬類の受領並びに輸送

航空隊等の内部組織に関する達

		<p>に関すること。</p> <p>(15) 物品の輸送の実施に関すること。</p>
整備隊	整備班	<p>(1) 整備隊に関する作業計画の作成及び実施の調整に関すること。</p> <p>(2) 航空標的機の仕様書の作成に関すること。</p> <p>(3) 整備隊の事務の総括に関すること。</p>
	発動機班	<p>航空標的機の発動機の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。</p>
	機体班	<p>航空標的機の機体の整備及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。</p>
	システム班	<p>航空標的機の搭載電子機器の整備、標的機の作動確認及びこれに必要な整備用器材の整備に関すること。</p>
整備教育隊	教務班	<p>(1) 学生の航空標的機の操作及び整備に必要な教育訓練の実施計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 学生の教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 学生に教育訓練に関する記録、統計、報告等の作成、整理及び保管に関すること。</p> <p>(4) 学生の教育訓練の審査に関すること。</p> <p>(5) 教育訓練及び訓練指導の支援に必要な教材及び図書収集、作成及び保存に関すること（整備教育班の所掌に属するものを除く。）。</p>
	整備教育班	<p>(1) 航空標的機の術科に関する教育訓練の実施に関すること。</p> <p>(2) 訓練支援艦等に対する航空標的機の術科に関する訓練指導の支援に関すること。</p> <p>(3) 教育訓練に必要な実習教材の維持管理に関すること。</p>

別表第6（第1条、第6条関係）

本部又は隊	本部又は隊に置く班の名称	班の所掌業務
航空基地隊本部	総務班	<p>(1) 公印の保管及び文書に関すること。</p> <p>(2) 法規並びに訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。</p> <p>(3) 礼式及び服装並びに儀式及び行事に関する</p>

航空隊等の内部組織に関する達

	<p>こと。</p> <p>(4) 渉外及び広報に関すること。</p> <p>(5) 人事に関すること。</p> <p>(6) 秘密保全に関すること。</p> <p>(7) 本部の事務の総括に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。</p>
<p>総務班 (航空基地隊(乙)に限る。)</p>	<p>(1) 公印の保管及び文書に関すること。</p> <p>(2) 礼式及び服装並びに儀式及び行事に関すること。</p> <p>(3) 渉外及び広報に関すること。</p> <p>(4) 人事に関すること。</p> <p>(5) 秘密保全に関すること。</p> <p>(6) 本部の事務の総括に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。</p>
<p>総務班 (那覇航空基地隊に限る。)</p>	<p>(1) 公印の保管及び文書に関すること。</p> <p>(2) 法規並びに訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。</p> <p>(3) 礼式及び服装並びに儀式及び行事に関すること。</p> <p>(4) 渉外及び広報に関すること。</p> <p>(5) 人事に関すること。</p> <p>(6) 秘密保全に関すること。</p> <p>(7) 本部の事務の総括に関すること。</p> <p>(8) 保健衛生に関する計画の作成及び実施に関すること。</p> <p>(9) 部外委託診療に関すること。</p> <p>(10) 身体検査及び適性検査(知能、性格等に関する適性検査を除く。)に関すること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。</p>
<p>運用班</p>	<p>(1) 航空基地隊の運用及び隊務の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 航空基地隊の内務に関すること。</p> <p>(3) 施設の使用区分に関すること。</p> <p>(4) 構内の保安取締り及び規律の維持に関すること。</p> <p>(5) 図書管理に関すること(他の所掌に属するものを除く。)</p>
<p>通信班 (徳島、小月及び</p>	<p>(1) 通信に関する要務処理に関すること。</p> <p>(2) 暗号及び通信に関する秘密保全に関するこ</p>

航空隊等の内部組織に関する達

	硫黄島航空基地隊に限る。)	と。 (3) 交信に関すること。 (4) 電話の管理及び整備に関すること。 (5) 送信所、受信所、方位測定所及び無線標識局の管理及び運用並びにこれらに装備する通信器材の整備に関すること。 (6) 前号に掲げるもののほか、航空基地隊における通信器材の整備に関すること。 (7) 通信の監査に関すること。
管理隊	管理班	(1) 基地施設の整備計画の作成及び実施の調整に関すること。 (2) 基地施設の維持管理に関する作業計画の作成及び実施の調整に関すること。 (3) 基地における国有財産（施設）の管理に関すること。 (4) 製図及び青写真に関すること。 (5) 管理隊の事務の総括に関すること。
	施設班	(1) 基地施設の整備作業の実施に関すること。 (2) 所属車両の管理及び運用に関すること。
	営繕班	(1) 庁舎、隊舎、その他建築物の維持及び補修作業の実施に関すること。 (2) 電機設備、機械設備及び水道設備の管理、維持及び補修作業の実施に関すること。 (3) ボイラーの管理に関すること。 (4) 木工及び金工作業の実施に関すること。
	営繕班 (航空基地隊(乙)に限る。)	(1) 庁舎、隊舎、その他建築物の維持及び補修作業の実施に関すること。 (2) 電機設備、機械設備及び水道設備の管理、維持及び補修作業の実施に関すること。 (3) 木工及び金工作業の実施に関すること。
	支援船班	(1) 支援船の管理及び運用に関すること。 (2) 港務作業に関すること。
航空警備隊 (航空基地隊(甲)に限る。)	警備班	(1) 基地の警備並びに基地内及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。 (2) 航空警備隊の事務の総括に関すること。
	地上救難班	(1) 航空事故等に対する救難及び消火に関すること。 (2) 所属車両の管理及び運用に関すること。

航空隊等の内部組織に関する達

	車 両 班	(1) 所属車両の管理及び運用に関する事 (2) 基地における車両の整備に関する事。
運航隊	運 航 班	(1) 航空機の運航に直接必要な施設の管理及び運用に関する事（他の所掌に属するものを除く。） (2) 航空保安無線器材の管理及び運用に関する事。 (3) 飛行場の使用の統制に関する事。 (4) 飛行承認及び飛行の通報並びに飛行情報に関する事。 (5) 航空交通管制に関する事（他の所掌に属するものを除く。） (6) 飛行場に着陸する所属の航空機以外の航空機に対する便宜供与に関する事。 (7) 運航隊の事務の総括に関する事。
	ターミナル・レーダー班 (鹿屋、徳島及び硫黄島航空基地隊に限る。)	ターミナル・レーダーの管理及び運用に関する事。
	G C A 班 (八戸、厚木、館山及び下総航空基地隊に限る。)	G C Aの管理及び運用に関する事。
	気 象 班	気象及び海象に関する事。
	地 上 救 難 班 (航空基地隊(乙)に限る。)	(1) 航空事故等に対する救難及び消火に関する事。 (2) 所属車両の管理及び運用に関する事。
	車 両 班 (航空基地隊(乙)に限る。)	(1) 所属車両の管理及び運用に関する事。 (2) 基地における車両の整備に関する事。
経理隊 (航空基地隊(甲)に限る。)	経 理 班	(1) 経費の要求及び執行計画に関する事。 (2) 契約行為の確認及び支払事務の審査に関する事。 (3) 経理隊の事務の総括に関する事。
	契 約 班	物品及び行政財産の取得並びに役務の調達の契約に関する事。

航空隊等の内部組織に関する達

	出 納 班	(1) 収入、債権管理及び支払の会計並びに現金の出納保管に関する事 (2) 給与及び旅費の支給に関する事。
補給隊 (航空 基地隊 (乙)に 限る。)	補 給 班	(1) 収入金の出納保管に関する事。 (2) 物品(糧食を除く。以下本表において同じ。)の補給計画の作成及び実施の調整に関する事。 (3) 物品の在庫調査に関する事。 (4) 補給資料の管理に関する事。 (5) 物品の出入庫及び在庫の管制に関する事。 (6) 物品の処分に関する事。 (7) 物品及び役務の調達要求に関する事。 (8) 保管物品の整備に関する事。 (9) 物品の小出庫の管理に関する事。 (10) 物品の受領、保管、出庫及び輸送に関する事。 (11) 前号の物品の整備並びに検査及び試験に関する事。 (12) 所属車両の管理及び運用に関する事。 (13) 補給隊の事務の総括に関する事。
	厚 生 班	(1) 福利厚生に関する事。 (2) 災害補償に関する事。 (3) 被服の支給及び交換に関する事。 (4) 給食に関する事。 (5) 糧食の調達及び補給に関する事。 (6) 共済組合に関する事。
厚生隊 (航空 基地隊 (甲)に 限る。)	厚 生 班	(1) 福利厚生に関する計画の作成及び実施の調整に関する事。 (2) 若年定年退職者給付金に関する事。 (3) 恩給、退職手当及び災害補償に関する事。 (4) 非常勤職員の社会保険に関する事。 (5) 国設宿舎に関する事。 (6) 厚生隊の事務の総括に関する事。
	共 済 班	共済組合に関する事。
	給 養 班	(1) 給食及び栄養管理に関する事。 (2) 糧食の調達及び補給に関する事。
航 空 衛 生 隊	医 務 班	(1) 保健衛生に関する計画の作成及び実施に関する事。 (2) 診療及び部外委託診療に関する事。 (3) 身体検査及び適性検査(知能、性格等に関

航空隊等の内部組織に関する達

	<p>する適性検査を除く。) に関する事。</p> <p>(4) 航空衛生隊の事務の総括に関する事。</p>
<p>医 務 班 (航空基地隊(乙) に限る。)</p>	<p>(1) 保健衛生に関する計画の作成及び実施に関する事。</p> <p>(2) 診療に関する事。</p> <p>(3) 身体検査及び適性検査(知能、性格等に関する適性検査を除く。)に関する事。</p> <p>(4) 衛生資材の整備に関する事。</p> <p>(5) 調剤及び薬剤の管理に関する事。</p>
<p>歯 科 班 (航空基地隊(甲) に限る。)</p>	<p>歯科医療及び歯科技工に関する事。</p>
<p>薬 務 班 (航空基地隊(甲) に限る。)</p>	<p>(1) 衛生資材の調達、補給及び整備に関する事。</p> <p>(2) 調剤、製剤及び薬剤の管理に関する事。</p>